

直轄工事検査への臨場立会に関する試行要領

1. 目的

品確法（平成17年4月）の施行を受け、北海道開発局では、発注関係事務を適正に実施できるよう育成支援を行うこととした。本要領は、北海道開発局の工事検査に道・市町村の職員が臨場立会を行い、検査技術の習得を図ることを目的とする。

2. 臨場方法

- (1) 工事検査に臨場を希望する道・市町村職員は、北海道開発局ホームページに掲載される「臨場対象工事検査予定」の工事名、工事場所等を確認し申し込む。
- (2) 申し込み方法は検査予定日の5日前（5日前日が土、日祝日に当たる場合はその前日）までに道・市町村名、臨場人数（1団体2名まで）、代表者名、連絡先をメール、もしくはFAXで工事管理課 技術調整第1係へ送付する。
- (3) 希望者多数の場合は受付順とし、臨場の可否を検査予定日の3日前までに臨場希望者に連絡する。
また連絡時には検査会場、検査開始時間等を連絡する。

3. 留意事項（臨場者）

- (1) 臨場は検査技術の育成支援のため行うという性格から、臨場者は、検査会場でのやりとりについて、守秘義務を負うものとする。
- (2) 臨場者は、検査会場でのやりとりについて生じた疑問などについて、原則質問できない。質問等は、検査終了後、北海道開発局事業振興部工事管理課へメールかFAXで提出すること。
- (3) 臨場検査時間は、工事内容により異なるが、概ね9:00～17:00までとし、途中からの臨場は認めない。ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能とする。
- (4) 臨場者の検査会場までの移動手段は、自ら確保すること。
- (5) 臨場者の服装（ヘルメット、靴、雨具等を含む）は、工事現場内を歩くことができる服装とし、自ら準備すること。
- (6) 昼食は、臨場者側で各自準備すること。
- (7) 工事検査予定はあくまで予定であり、災害等不測の事情により検査予定日の変更を行うことがある。

4. 問い合わせ先

この要領に関する問い合わせ先、及び臨場立会申し込みは下記による。

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 技術調整第1係

電話 011-709-2311

FAX 011-708-4532

e-mail hkd-ky-hinkaku02@gxb.mlit.go.jp